

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年1月21日
管理表No.	0113-01 改訂00

項目	コメント内容
竜巻	許可整合の観点から、飛散防止措置として固縛する設備（コンテナ等）の固縛評価が記載されていない理由について説明すること。

(回答)

設工認申請書に記載している固縛が必要となる設備（コンテナ、物置、ドラム缶）のうち、現在、コンテナ及びドラム缶は構内に存在しておらず、物置については、固定による飛散防止措置を実施している。

上記設備を含む資機材については、添付書類3 第3-1表 施設と条文の対比一覧表（設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理）にて抽出される設備ではないことから、固縛評価を申請書に記載していない。

したがって、これらの資機材を構内へ持ち込む場合は適切な飛散防止措置をとることを保安規定に定め、運用する旨を下記申請書に反映し、補正する。

（添付書類3 「使用済燃料貯蔵施設の技術基準への適合性に関する説明書」
・添付7-2-3 「固縛対象物の選定」）

(変更案)

電源車を除く車両の構内管理及び退避、並びに外部事象防護施設に影響を及ぼす可能性のある資機材（コンテナ、物置、ドラム缶等）を構内へ持ち込む場合は、固縛、固定又は外部事象防護施設からの離隔を実施することを保安規定に定め、運用する。

以上